

鹿児島県ワクチン・検査パッケージ制度等（飲食）実施要綱

第1章 総 則

（目的）

第1条 国の定める「ワクチン・検査パッケージ制度要綱」（以下、「VTP制度要綱」という。）2の(2)に基づく都道府県への登録等及び「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（以下、基本的対処方針という。）に規定される対象者に対する全員検査（以下、対象者全員検査という。）の都道府県への登録等について、鹿児島県における取扱いを以下のとおり定める。

第2章 登録等

（対象事業者）

第2条 この要綱において対象とする事業者は以下のとおりとする。

- (1) 「鹿児島県飲食店第三者認証制度実施要綱」（以下、「第三者認証実施要綱」という。）に定める認証事業者
- (2) 飲食を主として業としていないカラオケ店

（申請・登録）

第3条 ワクチン・検査パッケージ制度及び対象者全員検査の適用を希望する事業者は、第1号様式により申請しなければならない。

- 2 知事（その委託を受けた者を含む。次項において同じ。）は、前条第2号の事業者から申請があった場合、第三者認証実施要綱に定める認証基準に準じた実地調査を行うものとする。
- 3 知事は、前条第1号の事業者から申請があった場合又は前項の実地調査により感染対策が実施されていると認めた場合は、当該申請に係る事業者について登録するものとする。

（変更・辞退）

第4条 前条第1項の申請内容に変更が生じた事業者は、第2号様式により届け出なければならない。

- 2 前条第3項で登録された事業者が登録を辞退する場合は、第3号様式により、申し出なければならない。

第3章 雑 則

（免責）

第5条 知事は、事業者が登録を受けられなかったこと又は登録された店舗において感染症が発生したことによって、事業者又は登録店舗の利用者に生じる損失又は損害については、その補償又は賠償に係る一切の責任を負わないものとする。

（その他）

第6条 この要綱に定めのない事項については、VTP制度要綱や基本的対処方針の

ほか、国の定める「ワクチン・検査パッケージ制度における抗原定性検査の実施要綱」の規定及び関連する事務連絡の内容を準用する。

附則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和3年12月20日から施行する。

（制度の終了等）

- 2 この要綱に基づく登録制度については、新型コロナウイルス感染症の収束等の状況を勘案し、適切な時期に終了、その他の見直しを行うものとする。

附則

（施行期日）

- この要綱は、令和4年1月25日から施行する。